

全国大会盛岡市代表選手激励費交付規程

(目的)

第1条 市民のスポーツに対する意識の向上を図るため、全国大会（国民体育大会、全国高等学校大会及び全国中学校大会を除く。以下同じ。）に、盛岡市の代表として選手が出場する場合に、予算の範囲内で、この規程に定めるところにより激励費を交付する。

(交付対象)

第2条 前条に規定する激励費の交付対象は、岩手県大会等の予選会、選考会を経て出場する全国大会とする。

(交付額)

第3条 第1条に規定する激励費のうち、公益財団法人盛岡市スポーツ協会の加盟団体又は盛岡市スポーツ少年団に登録する単位団から交付申請された選手への交付額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小学生以下については、1人につき15,000円として算出し、その額が225,000円を超える時は225,000円とする。
- (2) 中学生については、1人につき10,000円として算出し、その額が150,000円を超える時は150,000円とする。
- (3) 高校生については、1人につき10,000円として算出し、その額が150,000円を超える時は150,000円とする。
- (4) 一般については、1人につき5,000円として算出し、その額が75,000円を超える時は75,000円とする。

2 第1項に規定する団体以外の団体、個人から交付申請された選手への交付額は、1人当たりの金額および限度額とも、前項各号に規定する額の半額とする。

(交付の申請)

第4条 激励費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 全国大会盛岡市代表選手激励費交付申請書（様式第1号）
- (2) 全国大会開催要項
- (3) 全国大会出場者名簿
- (4) 予選会、選考会等の開催要項
- (5) 予選会、選考会等の結果表
- (6) 全国大会盛岡市代表選手激励費請求書（様式第2号）

(交付の決定)

第5条 第4条に規定する書類の提出があった場合には、その内容を審査の上、適正と認められるときは、激励費の交付の決定を行い、全国大会盛岡市代表選手激励費交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 激励費の交付を受けた申請者は、全国大会終了後速やかに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 全国大会報告書（事業完了報告書）（様式第4号）
- (2) 全国大会のプログラム
- (3) 全国大会の結果表

(激励費の返還)

第7条 激励費の交付をうけた申請者は、選手が全国大会に出場しなかった場合あるいは何らかの理由により全国大会が開催されなかった場合には、激励費を返還しなければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。（平成29年3月22日変更）

附 則

令和元年10月1日一部変更

附 則

令和3年4月1日一部変更